**単元３ 奨学金委員会の働きについて**

**Ｑ１：2001年度4月より「全国壮年会連合」が、奨学金制度の運営を連盟の奨学金委員会から受け継ぎましたがどのように運営されていますか。**

Ａ１：2001年4月より、西南学院大学神学部学生奨学金制度の運営を担う活動を開始しました。壮年会連合の奨学金委員会によって、奨学生の募集・選考そして奨学金貸与、返還事務などを含めた運営がなされています。

詳しくは全国壮年会連合奨学金制度に関する規程（略称：全国壮年会奨学金規程）に規定されています。この内容は壮年会連合のホームページにて閲覧できます。

**Ｑ２：２種奨学金が復活し、充実してきたそうですが、以前とどのように違うのでしょうか。**

Ａ２：生活費補助のための２種奨学金は必ずしも充分とは言えず、神学生にとっては、生活のためにアルバイトをせざるを得ない状況であります。

2001年から2006年までは資金不足のため、1種奨学金のみでした。2007年に2種奨学金を復活（1万円／1人・月）、そして2009年に増額し（配偶者あり54万円、配偶者なし30万円／1人・年）、その状況は少々改善しているといえます。

2001年度以降の新入生をみますと、20歳代の独身者や子育ての終わる40歳代後半からの世代の方が増え、明らかに生活に費用がかさむ30歳代から40歳代前半の家族持ちの方の入学が減少しています。今後すべての世代から献身者が生まれる事を祈っています

**Ｑ３：今までの貸与奨学金の返還に関しても壮年会連合の奨学金委員会が担っていくのでしょうか。**

Ａ３：はい、すでにこの仕事を2001年4月より始めています。

**Ｑ４：奨学金委員については、どのように規定されているのですか**

Ａ４：奨学金委員については、全国壮年会連合規約第５条２項に基づき、全国壮年会連合奨学金制度に関する規程（略称：全国壮年会奨学金規程）に規定されています。

　　　　委員長は総会で選出され、委員長が指名した４名の委員とともに総会で承認されます。これに連盟理事会より選出された１名の委員と西南学院大学神学部の専任教員より選出された１名の委員を加え、合計７名をもって奨学金委員会が構成されています。

　委員会の業務は、①年度の業務計画、予算案の作成と、業務報告と決算報告を役員会へ提出する業務、②奨学金制度に対する貸与額、返還条件（返還猶予、返還免除を含む）に関する基本方針を策定し役員会へ提出する業務、③奨学生の募集、選考、貸与額および返還条件の決定、④奨学金の返還状況を確認し、延滞者への督促する業務などです。

詳しくは壮年会連合のホームページにて閲覧できます。